

家庭ごみ袋の一部補助(負担軽減措置)

指定ごみ袋の負担軽減措置

…対象となる世帯に無料で支給します

米子市では、福祉サービスや子育て支援の一環として、可燃ごみ専用指定ごみ袋を支給することとし、支給対象となる世帯に米子市指定ごみ袋引換券をお送りしています。

対象となる世帯

対象となる福祉サービスなど	備考
1. 生活保護世帯 (在宅に限ります。) 2. 児童扶養手当受給世帯 3. 特別児童扶養手当受給世帯 4. 特別障害者手当受給者がいる世帯 5. 老齢福祉年金受給者がいる世帯	複数に該当する場合、引換券は重複して交付しません。
6. 要介護4・5の認定を受けているかたが いる世帯 (在宅に限ります。) 7. 日常生活用具給付事業により、スト マ用装具・おむつ等の給付を受けている 身体障がい者・障がい児がいる世帯 8. 2歳未満の乳幼児がいる世帯	それぞれ対象人数分の引換券を交付します。

※1～5までのいずれかの要件と、6～8までに該当する場合は、重複して引換券を交付します。

支給基準日

4月1日

転入や出生、各制度の新規認定等により、年度の途中で支給要件に該当となった場合は、その日が支給基準日になります。

支給する指定ごみ袋の種類と枚数

10～40枚(40リットル袋で換算)

年度の途中で支給要件に該当となった場合は、該当となった月に応じて支給枚数が異なります。

引換場所と引換可能なごみ袋の種類

引換場所	引換可能なごみ袋の種類
米子市指定ごみ袋取扱店	可燃ごみ専用指定ごみ袋 (※40リットルのみ)
米子市クリーンセンター	クリーン推進課 可燃ごみ専用指定ごみ袋または不燃ごみ専用指定ごみ袋 (40・30・20・10リットルの組み合わせでの引換可能)
市役所	総合案内(本庁舎1階)
淀江支所	地域生活課

「米子市指定ごみ袋取扱店」については、次のリンクをご確認ください。

📍 [指定ごみ袋と収集シールの取扱店](#)

支給方法

対象世帯に「米子市指定ごみ袋引換券」を郵送します。

引換券が届いたら、「米子市指定ごみ袋・収集シール取扱店」、または、クリーン推進課(米子市クリーンセンター1階)、総合案内(本庁舎1階)、淀江支所 地域生活課 で引き換えてください。

引換券送付日

年度途中で対象となった世帯には、その月の翌月中旬にお送りします。

負担軽減措置(平成29年度実績)

市の福祉サービスを受けている市民の経済的負担の軽減及び子育て支援の観点から、下表に該当する世帯を負担軽減措置の対象とし、最大で年間平均使用量の3分の1に相当する可燃ごみ専用指定ごみ袋(40L)40枚を無料で支給した。

支給は、対象世帯に「可燃ごみ専用指定ごみ袋引換券」を郵送することにより実施した。

なお、30L、20L及び10Lの可燃ごみ及び不燃ごみ専用指定ごみ袋の引き換えを希望される人に対して、市役所総合案内等で引き換えを実施した。

対象となる福祉サービス等	指定ごみ袋支給枚数	延べ負担軽減対象人数(世帯数)	指定ごみ袋総支給枚数	指定ごみ袋総支給枚数相当額
生活保護世帯(在宅に限る)	40枚(最大)	10,477人(世帯)	356,000枚 <small>うち市役所総合案内等にて40L袋・30L袋・20L袋・10L袋の引き換えに対応したものの109,340枚</small>	22,072,000円
児童扶養手当受給世帯				
特別児童扶養手当受給世帯				
特別障害者手当受給者がいる世帯				
老齢福祉年金受給者がいる世帯				
要介護4以上の認定を受けている市民がいる世帯(在宅に限る)	対象者の人数 × 40枚(最大)			
日常生活用具給付事業によりスト マ用装具又はおむつ等の助成を受けている身体障害者(児)がいる世帯				
2歳未満の乳幼児がいる世帯				

※注：世帯数(H29.3.31現在)65,813世帯  
(H31.3.31現在)66,549世帯